

# **大田区**

## **基本構想**

**地域力が区民の暮らしを支え、  
未来へ躍動する国際都市 おおた**

平成 20 年 10 月

**大田区**

# 20年後の大田区に向かって

今、大田区政を取り巻く社会状況は、大きな変革期にあります。

少子高齢化の進行や羽田空港の国際化のほか、道州制や都区のあり方など、新たな課題に取り組んでいくために、大田区は、これまで以上に明確な、基礎自治体としての理念と方向性をもった区政運営が求められています。

大田区は、平成19年9月に大田区基本構想審議会を設置し、大田区が進むべき道筋について、様々な角度からご議論いただき、基本構想の基礎となる答申をいただきました。その後、より広く区民の皆様からご意見を頂戴するため、区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、本年10月14日の区議会におきまして、議決をいただき、ここに基本構想を策定いたしました。

基本構想は、20年後の大田区のめざすべき将来像を提示するとともに、区政運営の最も基本となる考え方をまとめたものです。今後は、この基本構想にもとづく具体的な施策を明らかにした10か年の基本計画を策定し、大田区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向けて区民の皆様とともに取り組んでまいります。

最後に、この間、様々な形でご意見やご提案をお寄せくださいました多くの皆様に改めて心より感謝申し上げます。

平成20年10月

大田区長 松原 忠義



# 目 次

序 章	基本構想策定の背景と役割	2
第 1 章	基本理念	4
第 2 章	将来像	5
第 3 章	基本目標	6
第 4 章	個別目標	8
第 5 章	基本構想を実現するための方策	14
大田区における「地域力」の基本的な考え方		16
参考資料		17
1	大田区基本構想審議会諮詢	18
2	大田区基本構想審議会答申	19
3	大田区基本構想審議会委員名簿	20
4	大田区基本構想審議会などの審議経過	20
5	大田区基本構想審議会条例	21



## 序 章

## 基本構想策定の背景と役割

## 1 策定の背景

大田区は、23区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。羽田空港という国際交流拠点を有する一方、臨海部や多摩川などの水辺や自然にも恵まれています。また、職住近接の商業と住宅が隣接するまち、高度最先端のものづくりの技術を有するまち、馬込文士村等の歴史と文化のまちなど、たくさんの可能性と潜在的な力を持ったまちです。

大田区では、昭和57年に基本構想を策定し、既に25年が経過しました。その当時、大田区の人口は約66万人で現在とほぼ変わらないものの、14歳までの幼・少年人口は約13万人と、現在に比べ5万人多く、65歳以上の老人人口は約6万人と現在の半分でした。今後20年先の人口予測では、総人口はほぼ変わらないものの、幼・少年人口は7万6千人から6万2千人に減少し、老人人口は13万人から15万人（総人口に占める割合は23%）に増加すると予測されており、少子・高齢社会が急速に進んでいくことになります。

区内産業においては、昭和58年に9千を超えていた工場数も平成17年には約4千8百へと減少し、<sup>※1)</sup> 大田区のものづくりの特徴である産業ネットワークの維持や、高度な技術・技能の継承などに課題が生じてきています。また、大規模工場が集合住宅や商業施設へと変わり、まちの姿にも大きな変化が見られます。

まちづくりにおいては、田園調布せせらぎ公園や大森ふるさとの浜辺公園・海苔のふるさと館など、大田区の魅力を高める地域資源の充実が図られています。さらに平成16年度から始まった羽田空港の再拡張事業により、平成22年には4本目の滑走路が完成し、羽田空港の国際化が進みます。今後、空港跡地の活用も含め、空港周辺のまちづくりが本格化していきます。

大田区を取り巻く制度も変化しています。平成12年には都区制度改革が実施され、清掃事業など区民に身近な事務が、東京都から区に移管されました。<sup>※2)</sup> 近年では、道州制を含めた国<sup>※3)</sup> 地方分権改革論議の高まりや、都区のあり方に関する検討など、地方自治制度の改革も新たな段階を迎えています。<sup>※4)</sup>

このような社会状況を踏まえ、大田区のめざすべき姿を提示するため新たな基本構想を策定いたします。

※1) 複数の事業所が連携・協力して研究・開発や生産・加工などを行う取引関係を総称した表現。

※2) 平成12年4月1日の改正地方自治法の施行により、これまであいまいでいた都区の関係を、都は「広域の地方公共団体」、23区は「基礎的な地方公共団体」と都区の役割分担の原則を法定化した改革。

※3) 「中央集権型国家」から「分権型国家」への転換の方策として、国と基礎自治体である市町村の間に位置する自治体として「道州」を設置する地方自治制度のこと（内閣官房「道州制ビジョン懇談会中間報告〔平成20年3月〕」より）。

※4) 国主導の画一的な中央集権型行政システムから地域の実情を最もよく知る自治体が主体的に行政を担う地方分権型行政システムに移行するための改革。

## 2 基本構想の役割

基本構想は、20年後の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示すものです。

したがって、基本構想は、区民と区政の共通の目標であり、今後の区政運営の指針となるものです。



かつての大森の姿（海苔の収穫作業）



現在の大森の姿（大森ふるさとの浜辺公園）

## 第1章

## 基本理念

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。大田区の基本構想は、平和で、基本的人権が尊重される社会を前提とし、大田区の主役である「区民」、生活の舞台となる「都市」<sup>※5)</sup>、そして、大田区を支える様々な「地域や区民相互の関係」に視点を置き、下記の基本理念を掲げます。

## 基本理念 1

## 区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓きます

区民が安定した暮らしを営み、個人として尊重されることを基本とし、区民としての誇りと責任を持ち、自らが考え、行動することで、大田区の未来をつくります。

## 基本理念 2

## 安心と魅力をそなえた都市を次世代へと贈ります

区民の生活拠点として誰もが安心して暮らせるまちとともに、活力あふれる経済活動、多彩な交流が生まれる豊かなまちをつくり、次の世代へとつなげていきます。

## 基本理念 3

## 人と人とのつながりが、優しいまちをつくります

地域を構成する様々な人々が、思いやりの心でつながり、共に支えあう優しさが広がるまちをつくります。

基本構想に掲げる「区民」とは、大田区に住所を有する人、区内で働き、学ぶ人など大田区に関わるすべての人をいいます。

※ 5) 基本構想では、生活環境及び産業活動の最も基本となる都市基盤を「都市」と表現している。「まち」は、都市基盤である「都市」に加え、そこに住み働く区民や、区民相互のつながりなど「ひと」の要素を含めた都市全体のあり方を意味する。

## 第2章

## 将来像

将来像とは、20年後の大田区のあるべき姿を表したものです。基本理念のもとに、大田区の長期的なまちづくりの目標として「大田区の将来像」を下記のとおり掲げます。

## 地域力が区民の暮らしを支え、 未来へ躍動する国際都市 おおた

社会環境が急速に変化し、価値観が多様化する時代を迎え、これからの大田区を支え、未来につなげていく源は、区民一人ひとりの力です。この力を「地域力」として発揮し、区との連携を進めることで、誰もが暮らしやすいまちをつくります。また、人・もの・技術を世界に送り出している大田区が、国際都市として都市と人々をつなぐ役割を積極的に担っていく姿を、大田区の将来像として掲げます。



「地域力」とは、区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力と定義します。  
\*6) 「地域」は、住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住みよい環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。  
\*7) 「NPO」は、特定非営利活動団体。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。  
\*8) 「団体」は、区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

- ※ 6) 住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住みよい環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。
- ※ 7) 特定非営利活動団体。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
- ※ 8) 区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

## 第3章

# 基本目標

基本目標とは、将来像と同様に区民共通の目標です。大田区を3つの領域から眺め、それぞれの領域ごとの「めざすべき姿」が基本目標です。将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を実現するため、基本理念のもとに、「子育て・教育・保健・福祉」領域、「都市基盤・空港臨海部・産業」領域、「地域力・環境・区政体制」領域それぞれに対して、下記の基本目標を掲げます。

## 基本目標1

### 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

少子・高齢社会を見据え、区民、団体、事業者がそれぞれの特性を發揮し、区が支援・コーディネートすることによって、区民の幸せな生活を守り、相互に理解、協力できる安心と支えあいのまちをつくります。  
※9)

子どもたちを地域の宝として尊重し、産み育てやすい環境を整え、健やかな成長を見守ります。あわせて、未来を支える子どものために良好な教育環境をつくります。

すべての区民の健康を支える仕組みづくりや、障がいなどのハンディキャップを有する区民への支援を行い、生きがいと学ぶ意欲を大切にすることによって、誰もが生涯を通じていきいきと過ごせるまちを実現します。高齢者が住みなれた地域で、健康な心身を保ち尊厳を持って暮らせるまちをつくります。

※9) それぞれ異なる目的や機能を持った団体などの活動や意見を調整すること。

## 基本目標 2

### まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

これまで築き上げてきた都市環境や地域産業の蓄積を土台に、快適な暮らしと創造力あふれる産業が調和する豊かな都市空間を形成し、未来に向けて輝き続けるまちをつくります。

また、豊かな水辺環境、再拡張・国際化する羽田空港や、高度産業技術の集積などのまちの魅力によって、区内外から多数の来訪者が集まり、多彩な交流活動が行われる活力あるまちを実現します。

## 基本目標 3

### 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

地域は、区民一人ひとりによって構成され、支えられています。人やまちへの思いやりの心と規範意識を持ち、一人ひとりの力を「地域力」として発揮し、人と地球に優しいまちをつくります。  
※10)

区は、地域力を支え、さらに大きな力へと結びつける役割を積極的に担います。

※ 10) 社会生活を営む上で基本となるルール。

## 第4章

## 個別目標

個別目標とは、基本目標を分野ごとにさらに細分化した目標です。将来像を着実に実現していくため、基本目標のもとに下記の個別目標を掲げます。

## 基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

## 個別目標1-1

ひら

## 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

未来を担う子どもの心身ともに健やかな成長を願い、それを支える福祉・保健・医療などの体制を充実させます。同時に、安心して出産できる環境や子どもと保護者のニーズに合わせた良好な育成環境の整備を進めます。地域を構成するすべての人々と区がそれぞれの役割を果たし、手を携えて子どもの成長と子育て世代を支援します。

学校では、子どもたちがのびのびと成長できる教育環境を整えます。地域の特性や多様性を尊重し、子どもたちが学ぶ喜びを知り、社会性と生きる力を身につける学校教育を進めるとともに、学校、地域、家庭などが力を合わせて子どもたちの学びを支え、教育力を高めます。

## 個別目標1-2

## 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

元気でいきいきとした生活の基盤である心とからだの健康づくりや、安心して暮らせる生活環境の確保のために、医療機関や事業者、地域、行政の連携を進めます。

誰もが自立した生活を営み、就労や社会参加ができる環境づくりを進めるとともに、障がいなどの有無、年齢、性別、国籍にかかわらず、安心して生活できるユニバーサルデザインの視点に立った優しいまちをつくります。障がい者が自分らしく安心して暮らせるように、地域での生活を見守る仕組みや支える意識を育てます。

また、誰もが生涯をはつらつと生きるために、学習やスポーツ、文化など多様な活動の機会や環境を確保し、地域における自らの役割と生きがいを実感できる仕組みをつくります。

※11) 社会的需要。

※12) 年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。

**個別目標1-3**

## 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

高齢者がいつまでも健康な心身を保ち、長い人生で培った経験、技術や社会参加の意欲を地域で活かし、生きがいと活動の場を持てるまちをつくります。

また、生活に支えが必要となったときに、いつまでも住み慣れたまちに住み続けることができるよう、質の高い介護・医療体制や権利擁護の仕組み、家族への支援を充実させるとともに、地域ぐるみで高齢者を見守る、安らぎのまちをつくります。



区民の健康づくり活動



特色ある学校づくり（校庭の芝生化）

## 基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

### 個別目標2-1

#### 水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

大田区の中心である大森と蒲田、そして未来の大田区の中核を担う羽田空港周辺については、個性と魅力にあふれたにぎわいあるまちづくりを進めます。区内のそれぞれの地域においても、区民、事業者、行政などが一体となり、将来の地域のあり方について考え、実践する新たなまちづくりに取り組みます。

水辺や緑など身近な自然環境と触れ合う場を守り育てるとともに、景観や東京全体の環境にも配慮したまちづくりを行います。さらに、アートやスポーツをまちづくりに取り入れるなど、人々に潤いと活力を与える取り組みを進めます。

防犯・防災対策に配慮し、高齢者・障がい者・外国人など誰でも安心して移動できるまちとなるよう、交通環境の改善に努め、安全で快適な暮らしを支えるまちづくりを進めます。

そして、水と緑、ものづくりの集積、羽田空港の立地などを活かした集客・観光施策に取り組みます。

### 個別目標2-2

#### 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります

首都の玄関口である羽田空港を大田区の誇れる財産として活かし、アジアをはじめとした諸外国との国際交流を一層進めるとともに、空港への交通アクセスの充実を図ります。また、空港用地外となる跡地については、区民の意向を踏まえ、地域と空港とが共生できる視点からの有効利用を推進します。さらに、空港機能を十分に活用した新しい産業との連携を進め、おおたブランドの発信拠点としての展開を進めます。<sup>※15)</sup>

臨海部、多摩川・呑川などの水辺空間の利活用を促進し、区民や訪れる人々が憩い楽しめる空間の整備を図ります。

また、水辺を活かした水上交通（舟運など）についての検討を進めます。

大田区を訪れ、暮らす多様な文化を持つ外国の人々も共に快適に過ごすことのできるまちづくりを進めます。

※ 13) 生活に潤いを与え、また人の感性を豊かにする芸術的要素。

※ 14) 交通移動手段。

※ 15) 大田区の高度なものづくり技術・技能などを世界に発信していくひとつの商標として活用する考え方。

## 個別目標2-3

**ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します**

ものづくりにおける高度な技術・技能を有する企業が集まるという地域特性を維持し、さらに発展していくため、人材の育成・確保や新たなビジネス創造に向けた仲介や支援などに取り組みます。

また、国際化する羽田空港の立地を活かし、ものづくり創造都市としてのおおたブランドを世界へと発信します。

高齢社会の進む中、地域に身近で快適な暮らしを支える商店街などの商業機能の活性化を図ります。区内外の人々が集まる地区においては、国際都市にふさわしい、にぎわいのある拠点を整備します。

暮らしと産業が接する職住一体のまちとして、ものづくりや商業、観光などの多様な産業が地域の魅力をさらに高めるまちをつくります。



まちの潤い・憩いの場となる緑と水辺



ものづくりの集積地大田区

### 基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

#### 個別目標3-1

##### 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

区民一人ひとりが抱くわがまちへの思いを行動に変える力。この区民の力と自治会・町会や事業者、団体・NPOなどが有する実績や専門性を地域力として結集することで、安全・安心の暮らしやすいまちをつくります。

また、地域の歴史や文化、自然などの地域資源を地域力と結びつけることで、魅力あふれるまちをつくります。<sup>※16)</sup>

#### 個別目標3-2

##### 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です

ものづくりをはじめとする大田区の特徴を活かし、環境への取り組みと経済活動が両立する持続可能なまちをつくります。<sup>※17)</sup>そのためには、区民や自治会・町会、事業者、団体・NPO、区など地域を構成する全ての主体が、地球温暖化などの環境問題に対する認識を共有し、それぞれの責任と役割を担います。特に、省エネルギーの推進や自然エネルギーの積極的な活用のほか、産業活動や日々の生活における廃棄物の発生抑制の推進など、限りある資源を大切かつ有効に活用する資源循環型のまちづくりに取り組みます。<sup>※18)</sup>

また、大田区の地域資源である水辺環境を守り、緑化を積極的に推進するなど、水と緑の調和したまちをつくります。

#### 個別目標3-3

##### 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます

区民に対する説明責任を徹底し、区政情報の効果的な発信を行うとともに、規律的・効率的な行財政運営を進めることで、区政の透明性と効率性を高めます。

また、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、多くの区民が参画しやすい、活力ある区政を展開し、自律した地方政府をめざします。<sup>※19)</sup>

さらに、地域と行政が連携・協働することで、区民自らが地域の課題を解決できる仕組みをつくります。

※ 16) 川や海などの自然環境をはじめ、文化財などの有形・無形の歴史的・文化的財産、まちなみなど、地域の価値を構成する要素の総称。

※ 17) 環境への負荷が少ない取り組みと経済活動が持続して両立するまちのこと。

※ 18) 太陽の熱や光、地熱、風の力など太陽や地球の活動を利用したエネルギーのこと。

※ 19) この構想においては、区民ニーズにもとづいて、自治体自らの判断と責任（自治行政権・自治立法権・自治財政権）で行政運営を行うことができる自治体のこと。



地域に根付く歴史と文化



子どもの安全・安心を支える地域の力

## 第5章

# 基本構想を実現するための方策

基本構想を着実に実現するためには、施策を体系的に整理した基本計画が必要です。将来像、基本目標、個別目標を計画的に達成するため、基本計画では目標年次、目標値、成果指標を設定します。

また、基本構想に掲げる将来像の実現をめざし、区内に最も身近な自治体である大田区が自主的・自律的な行政運営を行えるよう地方分権の実現に向けた区の姿勢を掲げます。

## 1 基本計画の策定

### (1) 基本計画の性格

基本構想の実現をめざし、現在の社会的・経済的状況を踏まえつつ、今後予想される社会的動向を見据えた上で、概ね10年を見通した基本計画を策定します。策定にあたっては、区の中長期的な財政状況を勘案するとともに、この基本構想を踏まえるものとします。

なお、基本構想・基本計画の実現にあたっては、国や東京都などとの連携を重視するものとします。

### (2) 目標設定と成果の公表

基本構想を実現するためには、基本計画の着実な実施が何よりも重要です。計画的、効率的、かつ規律ある区政運営を実現する観点からも、基本計画に掲げる施策については、目標年次や目標値、施策の方向性、成果指標を設定したうえで、進ちょく状況及びその施策によってもたらされる客観的な成果を公表します。

### (3) 社会状況に対応した実効性ある基本計画

社会環境の急速な変化や価値観が多様化するなかで、基本構想の実現に向かって着実に歩み続けるためには、社会状況を的確に反映した基本計画の存在が必要です。

そこで、実効性ある基本計画を担保するため、概ね5年を基本計画の改訂時期とし、改定にあたっては、区内などの意見を踏まえるものとします。

## 2 地方分権改革への取り組み

地方分権一括法が施行され、法律上は国・東京都・大田区は対等の関係へと変わりました。しかし、実際には権限や財源の問題が置き去りのままになっており、分権改革は道半ばであるといわざるをえません。

地域の実情を熟知した地方政府である基礎自治体が、地域経営の主体であるという地方自治の本旨に鑑み、大田区こそが区民に最も身近な基礎自治体であることを基本に、区の自主的・自律的な行政運営を可能とする真の分権改革の実現に取り組みます。

## 大田区における「地域力」の 基本的な考え方

1. 地域は、そこに住み、働き、学ぶなど、その地域に関わる区民一人ひとりによって構成され、支えられています。また、地域社会においては、人やまちへの思いやりの心と規範意識を持ち、社会的なルールを尊重することが重要です。
2. 暮らしやすいまちの実現には、区民一人ひとりの力が必要であり、この力が地域力の源です。そして、一人ひとりの力を結びつけることで地域力はさらに強くなります。
3. 自治会・町会、事業者<sup>※</sup>、団体・NPO、区など、地域を構成する様々な主体が連携・協働することによって、地域力はさらに高まります。
4. 歴史や文化、自然環境、まちなみ、産業など、地域の特徴を活かすことで、魅力ある地域力を創造することができます。
5. 防犯・防災、福祉、子育て、教育、環境、産業、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様化する地域課題を解決するためには、地域力が大切です。

※) 事業者

区内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、専門的な資格や技術を持った区民やその団体、また商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づけます。

## 參考資料

## 1 大田区基本構想審議会諮問

平成 19 年 9 月 25 日

大田区基本構想審議会会长 様

大田区長  
松原 忠義

大田区基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、下記理由のとおり貴会に諮問します。

### 1 大田区基本構想の方向性について

大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。

### 2 大田区基本計画策定にかかる基本的考え方について

大田区基本計画に盛り込むべき項目及び計画の枠組みについて審議を求めます。

#### 〔理 由〕

現在の大田区基本構想は、昭和 57 年に策定され、既に 25 年が経過しました。この間、急速な少子化や高齢社会の進行のほか、羽田空港の国際化の動き等、大田区を取り巻く社会状況は多岐にわたって大きく変化しています。

また、現在の大田区長期基本計画は、平成 13 年に策定されてから 6 年が経過し、この間、地方分権改革の進展や都区のあり方に関する検討が活発に行われているなかで、基礎的自治体としての新たな行政課題に対する取り組みの方向性を示す必要があります。

このような社会状況に鑑み、大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想及び基本計画について調査・審議をいただき、その方向性や基本的考え方をお示しいただくものです。

## 2 大田区基本構想審議会答申

### 答申にあたって

大田区政を取り巻く社会状況は、大きな変革期にあります。

区政の根幹に関わる地方分権の動きにおいては、平成12年の地方分権一括法の施行のほか、「三位一体」改革や地方分権改革推進法の成立、23区の再編も含めた都区のあり方の検討など、大田区はこれまで以上に自主的・自律的な区政運営が求められるとともに、区民や地域、事業者、団体などとの連携を基本とするまちづくりの重要性がますます高まっております。

このようななか、大田区の新たな基本構想及び基本計画の策定に向けて、当審議会は平成19年9月に松原忠義大田区長から「大田区基本構想の方向性」及び「基本計画策定にかかる基本的考え方」について諮問を受けました。

5回に及ぶ全体会のほか、3つの専門部会において延べ21回に及ぶ審議に加え、「区民と基本構想審議会委員との意見交換会」による区民の皆様からのご意見などを踏まえ、ここに審議会としての方向性、基本的考え方をまとめましたので、答申いたします。

本答申の第1章「大田区基本構想の方向性について」では、区の置かれた現状を分析するとともに、基本構想全体を貫く考え方として、大田区を構成する最も基本的な要素である「区民一人ひとり」「<sup>まち</sup>都市」「地域や区民相互の関係」の3つの視点から基本理念をまとめました。将来像は、20年後の大田区のあるべき姿を描いたものであり、その実現のために基本目標・個別目標を掲げ、区民・地域・事業者などと区が共通理解のもとに連携し、大田区のまちづくりが進められることをめざし設定しました。

第2章「大田区基本計画の策定にかかる基本的考え方について」では、基本構想を実現するための方策として基本計画を策定するにあたり、取り組むべき施策について、審議会としての意見を述べています。

この間、当審議会を傍聴してくださいました区民の皆様、意見交換会などで様々なご意見をお寄せくださいました地域の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、答申に描かれた区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」が着実に実現されるよう心から期待いたします。

平成20年3月24日

大田区基本構想審議会

会長

春山 伸

### 3 大田区基本構想審議会委員名簿 (委員は五十音順、敬称略)

#### [会長]

青山 俊 (学識経験者)

#### [会長代理]

中井 檜裕 (学識経験者)

#### [委員]

伊藤 正次	(学識経験者)	富田 俊一	(区議会議員)
奥田 和子	(区民公募)	中島 寿美	(公共的団体)
菊地 武子	(学識経験者)	奈須 利江	(区議会議員)
熊倉 まえ子	(区民公募)	舟久保 利明	(公共的団体)
幸田 昭一	(学識経験者)	星野 敏	(区民公募)
菅谷 郁恵	(区議会議員)	宮澤 勇	(区民公募)
田中 一吉	(区議会議員)	村松 兼介	(公共的団体)
田中 常雅	(公共的団体)	柳ヶ瀬 裕文	(区議会議員)
千原 ひろ子	(区民公募)	大日向 雅美	(学識経験者)

※) 平成 19 年 11 月 16 日をもって審議会委員辞任

#### [顧問]

永井 敬臣 (区議会議長) 飯田 茂 (区議会副議長)

### 4 大田区基本構想審議会などの審議経過

基本構想審議会全体会(全 5 回) ..... 平成 19 年 9 月 25 日(火)～平成 20 年 3 月 11 日(火)

区内施設見学会(全 2 回) ..... 平成 19 年 9 月 30 日(日)、10 月 11 日(木)

区民と大田区基本構想審議会委員との意見交換会(全 4 回)

..... 平成 19 年 12 月 14 日(金)～平成 20 年 1 月 12 日(土)

第 1 専門部会(全 7 回) ..... 平成 19 年 10 月 11 日(木)～平成 20 年 1 月 30 日(水)

第 2 専門部会(全 7 回) ..... 平成 19 年 10 月 16 日(火)～平成 20 年 2 月 8 日(金)

第 3 専門部会(全 7 回) ..... 平成 19 年 10 月 19 日(金)～平成 20 年 2 月 8 日(金)

基本構想審議会答申 ..... 平成 20 年 3 月 24 日(月)

区民アンケート調査 ..... 平成 19 年 9 月 18 日(火)～平成 19 年 10 月 15 日(月)

区民意見募集 ..... 平成 20 年 1 月 6 日(日)～平成 20 年 1 月 31 日(木)

## 5 大田区基本構想審議会条例

大田区基本構想審議会条例

平成 19 年 6 月 29 日

大田区条例第 44 号

(設置)

第 1 条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の付属機関として大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第 2 条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

---

---

# **大田区基本構想**

平成 20 年 10 月

**発行／大田区 経営管理部**

東京都大田区蒲田 5 丁目 13 番 14 号

電話 : 03-5744-1124 (直通) FAX : 03-5744-1502

---

---